

一般社団法人山梨県作業療法士会 慶弔規定

平成 24年 2月 1日

(目的)

第 1 条 一般社団法人山梨県作業療法士会（以下士会）の会員及び士会と関係の深い者又は団体等の慶弔に関し、士会の祝意又は弔意を込めて、迅速に対処するために、この規定を設ける。

(情報の集約と対処)

第 2 条 会員が、他の会員、関係者、関係団体等の慶弔について知った時は速やかに事務局に通知する。事務局は、第 3 条以降の規定に従って対処する。

(士会員)

第 3 条 会員死亡の時は、香典及び花輪を贈る。その他の慶弔については、第 5 条により対処する。

(関係者・関係団体等)

第 4 条 関係者、関係団体等の慶弔の時は、会長、副会長、事務局長、財務担当者が協議した上、次の対処をする。

- (1) 関係者死亡の時は、香典又は花輪を贈る。
- (2) 団体記念行事、施設開所式等に会長が招待された時は、祝金を贈る。
- (3) その他の慶弔に関しては、第 5 条により対処する。

(その他)

第 5 条 その他の慶弔については、会長、副会長、事務局長、財務担当者が協議して対処する。

(費用)

第 6 条 慶弔に関する費用は、予備費を充てる。

付 則

1. この規定は、平成 24 年 2 月 1 日から施行する。